

參考資料

第五次栗東市総合計画後期基本計画策定経過

■総合計画審議会（外部組織）

開催日	回数	内容
平成 26 年 7 月 23 日（水）	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命および委員紹介について 会長、会長代理の選出について 諮問について 総合計画審議会の傍聴にかかる取扱について 第五次栗東市総合計画後期基本計画策定方針について 第五次栗東市総合計画後期基本計画策定スケジュール（予定）について 第五次栗東市総合計画前期の成果指標結果一覧について
8 月 27 日（水）	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> 第五次栗東市総合計画前期の成果指標結果一覧について（「基本目標 1 安全・安心のまち」部分） 第五次栗東市総合計画後期基本計画策定にかかるポイントについて（「基本目標 1 安全・安心のまち」部分） 総合計画審議会の審議フロー（案）について 後期基本計画策定における市民アンケート調査の実施について
10 月 22 日（水）	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> 第五次栗東市総合計画前期基本計画見直し（案）について（「基本目標 1 安全・安心のまち」部分） 第五次栗東市総合計画前期の成果指標結果一覧について（「基本目標 2 環境・創出のまち」部分） 第五次栗東市総合計画後期基本計画策定にかかるポイントについて（「基本目標 2 環境・創出のまち」部分） 市民アンケート調査（案）について
11 月 19 日（水）	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> 第五次栗東市総合計画前期基本計画見直し（案）について（「基本目標 2 環境・創出のまち」部分） 第五次栗東市総合計画前期の成果指標結果一覧および第五次栗東市総合計画後期基本計画策定にかかるポイントについて（「基本目標 3 愛着・交流のまち」「政策の実現に向けて」部分）
12 月 18 日（木）	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> 第五次栗東市総合計画前期基本計画計画見直し（案）について（「基本目標 3 愛着・交流のまち」「政策の実現に向けて」部分） 第五次栗東市総合計画前期基本計画評価結果報告書（案）について 後期基本計画の進行管理の考え方について
平成 27 年 1 月 22 日（木）	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> 第五次栗東市総合計画後期基本計画（案）について 後期基本計画の進行管理の考え方について 成果指標（アウトカム）の設定について 答申（案）について

■総合計画策定ワーキンググループ（内部組織）

開催日	回数	内容
平成 26 年 7 月 8 日（火）	第 1 回	全体会 ・第五次栗東市総合計画後期基本計画策定方針について ・ワーキンググループの運営について ・策定スケジュールについて ・前期基本計画評価結果（素案）について
8 月 5 日（火）	第 2 回	「基本目標 1」部分 ・前期基本計画の検証および後期基本計画策定に向けたフロー ・本日のワーキングの進め方 ・今後の予定と依頼事項について
10 月 2 日（木）	第 3 回	「基本目標 2」部分 ・前期基本計画の検証および後期基本計画策定に向けたフロー ・本日のワーキングの進め方 ・今後の予定と依頼事項について
10 月 31 日（金）	第 4 回	「基本目標 3」「政策の実現に向けて」部分 ・前期基本計画の検証および後期基本計画策定に向けたフロー ・本日のワーキングの進め方 ・今後の予定と依頼事項について
平成 27 年 1 月 8 日（木）	第 5 回	全体会 ・第五次栗東市総合計画後期基本計画（案）について ・後期基本計画の進行管理の考え方について ・成果指標（アウトカム）の設定について

■市民アンケート調査

名称：「『栗東市第五次総合計画』後期基本計画策定のための市民アンケート調査」

期間：平成 26 年 11 月 28 日（金）～12 月 15 日（月）

対象：平成 26 年 11 月 1 日現在で栗東市にお住まいの 18 歳以上から無作為に 2,000 人を抽出

調査方法：郵送による配布、回収

■パブリックコメント

平成 27 年 2 月 2 日（月）～3 月 2 日（月）

諮 問 文

栗 元 第 2 2 6 号
平成26年7月23日

栗東市総合計画審議会
会長 新川 達郎 様

栗東市長 野 村 昌 弘

第五次栗東市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

本市は、平成22年3月に第五次栗東市総合計画を策定し、将来都市像である「ひと・まち・環境
ともに育む 『健やか・にぎわい都市』 栗東」の具現化を目指したまちづくりを進めてきました。

この総合計画の前期基本計画期間である5年目を向かえる中で、本市を取り巻く社会経済情勢の変
化や自然災害、環境エネルギー等への対応が求められております。

つきましては、栗東市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、本市の今後5年間の時代に即応
する取組みを進めるため、第五次栗東市総合計画後期基本計画の策定について、貴審議会に諮問しま
す。

答 申 文

平成27年1月22日

栗東市長 野村昌弘 様

栗東市総合計画審議会
会長 新川 達郎

第五次栗東市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成26年7月23日に諮問されました第五次栗東市総合計画後期基本計画の策定について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

第五次栗東市総合計画後期基本計画（案）は当該計画の基本構想及び前期基本計画の方向性を踏襲しつつ、今後5年間の栗東市のまちづくりの総合的な指針となるものです。

については、本計画（案）及び当答申を尊重され、市政運営に反映されるとともに、計画推進にあたっては、下記の事項について配慮されるよう本審議会として要望します。

記

1. 第五次栗東市総合計画に定める「まちづくりの基本理念」や、将来都市像「ひと・まち・環境ともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東」に基づき、活力と元気に満ちた都市を次代に継承できるよう努められたい。
2. 前期基本計画期間において、あらゆる行財政改革に取り組みられた結果、財政面において、一定の明るい兆しが見えつつある状況に至ったが、引き続き、将来にわたり安定的な行財政運営に努められたい。
3. 前期基本計画期間中において、市民との進捗管理が十分に実施されて来なかったことから、後期基本計画の進行管理にあたっては、市民との協働による進捗管理が進むよう取り組まれたい。
4. 計画の推進にあたっては、常にその状況を把握し、市民に公表するとともに、市民主体のまちづくりが進むよう取り組まれたい。

栗東市総合計画審議会条例

昭和50年6月16日

条例第28号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、栗東市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について総合的に審議するものとする。

- (1) 総合計画の調整、調査に関すること。
- (2) 自然環境の保全創造に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定めるところにより市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者 8人以内
- (2) 市教育委員会の委員 1人以内
- (3) 市農業委員会の委員 1人以内

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は、第2条各号に規定する審議に関する事務が終了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第6条 審議会に、特定の事項を調査審議するために特別に委員を増員(以下「特別委員」という。)することができる。

2 特別委員は、識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事項について特に必要と認める場合は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。
- 5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行により栗東町開発審議会設置条例（昭和40年栗東町条例第32号）、栗東町都市計画審議会条例（昭和44年栗東町条例第28号）及び栗東町自然環境保全審議会条例（昭和48年栗東町条例第22号）は、廃止する。

附 則（昭和52年6月15日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年10月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(栗東町総合計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の栗東町総合計画審議会条例第3条の規定により任命された委員の任期については、なお従前の例による。

栗東市総合計画審議会委員名簿

役職	氏名	所属 ・ 関係	条例
会長	新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授	第3条第2項第1号
会長代理	西村 政之	栗東市自治連合会 会長	第3条第2項第1号
	黒田 元吾	社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会 会長	第3条第2項第1号
	清水 憲	栗東市商工会 会長	第3条第2項第1号
	井之口 哲也	公益社団法人 栗東青年会議所 副理事長	第3条第2項第1号
	社納 久子	栗東市女性団体連絡協議会 副会長	第3条第2項第1号
	森島 昭二	栗東市教育委員会委員 委員長職務代理者	第3条第2項第2号
	谷口 彰	栗東市農業委員会 会長	第3条第2項第3号
	吉田 光	公募委員	第3条第2項第1号
	多田 紅映	公募委員	第3条第2項第1号

(順不同、敬称略、所属・関係は委嘱時による)

※委嘱期間 (平成26年7月23日～平成27年3月31日)

用語解説

用語解説

【ア行】

語句	解説
アウトカム指標	行政活動に関する評価指標の一つ。行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。受益者（国民や地域住民）の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする。成果指標。
アウトプット指標	行政活動に関する評価指標の一つ。事業の具体的な活動量や活動実績（公共サービスの産出量）を測る指標。活動指標。
一時預かり保育	普段家庭において、児童を保育している保護者の就労、疾病、出産、子育てからのリフレッシュなどを目的に、一時的に保育所で児童を保育すること。
雨水幹線	大雨が降ったとき、周辺の川が溢れ出す前にその水を取り込み、川の水位が下がった時点で溜めた水をポンプで川に排出するもの。
オープンスペース	都市や敷地内で建物の建っていない緑地や空地のうち、公開性が確保されて立ち入ることができ、都市の屋外空間の価値を見出すためにつくられた空間のこと。
大阪湾広域臨海廃棄物処理	「広域臨海環境整備センター法」（昭和56年6月）に基づき策定された「大阪湾広域処理場整備基本計画」により、近畿2府4県から廃棄物の受入を行い、大阪湾内で広域処理を行っている。
温室効果ガス	地球大気中に放出されたとき、地表を保温する温室効果を引き起こす性質のある気体（ガス）。二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど。

【カ行】

語句	解説
かかりつけ医制度	「かかりつけ医」は、日常的に健康相談をしたり、病気になったときに初期の医療を行う、地域の診療所や医院の医師のことで、かかりつけ医が専門医の診療が必要と判断したときに紹介などで他の医療機関にかかる仕組み。
寡婦	夫と死別または離婚して、再婚しないでいる女性。
環境共生社会	環境保全、省エネルギー、循環型社会づくり、脱二酸化炭素社会づくりなどを通じて、自然環境と人の持続的な共生を図る社会。
企業立地促進制度	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（企業立地促進法／平成19年4月）に基づき、地域経済の自律的発展の基盤強化を目的に、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組みを国が支援する制度。
行政経営ツール	総合計画、行財政改革、行政評価、予算など、行財政の効率的・戦略的運営のための道具、手段。
協働	異なる主体がお互いを自立した主体として認め合い、対等な関係を維持しつつ、目標を共有し、ともに力を合わせ活動すること。
グローバル社会	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって地球規模で経済的な結びつきが強くなる社会。
後期高齢者	高齢者のうち、75歳以上の人。
国民保護法	武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定された法律。

子ども・子育て支援制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度。
「こども 110 番の家」運動	地域の協力家庭が旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めるようにして、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとする取り組み。
コミュニティバス	一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行する乗り合いバス。交通空白地域の住民の交通手段を確保するため、あるいはまちづくりや住民福祉の向上のために自治体が運営主体となり、バス会社等に運行を委託することも多い。

【サ行】

語 句	解 説
在宅重度障がい者通所生活訓練施設	就労の困難な在宅の重症心身障がい児(者)、重度身体障がい者、重度知的障がい者等に対して、自立と生きがいを高めることを目的に、通所により各種のサービスを提供し、日常生活や運動機能の維持向上を図るための訓練施設。
サイバー犯罪	コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪。「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(平成 12 年)では、禁止・処罰する対象として「他人の ID・パスワードなどを無断で使用する行為」「セキュリティ・ホールを攻撃してコンピュータに侵入する行為」「不正アクセスを助長する行為」等を掲げている。
産官学の連携 三位一体改革	産業界(産)・行政(官)・大学(学)の三者が協力・協働すること。「地方にできることは地方に、民間にできることは民間に」という小さな政府論を具現化する政策として推進されている取組みで、「国税から地方税への税源移譲」「国庫補助金の廃止・削減」「地方交付税の見直し」を一体として改革し、国と地方の財政関係を分権的に改めること。
市場化テスト	国や地方自治体を実施する公共サービスの提供について、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れたものが、そのサービスの提供を担う仕組み。
施設野菜	ガラス室やビニールハウス等の構造物内で栽培した野菜。これに対して、生育期間のほとんどを自然環境下で栽培した野菜を露地野菜という。
悉皆(しっかい)調査	母集団の全てを対象に行う調査。全数調査。
指定管理者制度	地方自治法の一部を改正する法律の施行(平成 15 年 9 月)によって、公共性確保の観点から公共団体や外郭団体に限定されていた公的な施設の管理・運営を、株式会社をはじめとする営利企業・財団法人・NPO・市民グループなどに行わせることを可能にした制度。
シティセールス	都市としてのイメージや知名度を効果的・戦略的に発信することにより、最終的に定住人口の増加や、都市の活性化を図ろうとするもの。
社会的企(起)業家	新しいビジネスモデルを提案・実行して利益をあげながら、社会や地域の問題を解決しようとする企(起)業家。通常のビジネスが利益を評価指標とするのに比べ、社会貢献や地域課題の解決、社会システムの変革を果たすことを目的とする。
集落営農	個々の農家では解決できない問題を集落の知恵と力を合わせて解決し、協力・連携して農業及びより良い集落づくりを進めること。

循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直して、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する社会。
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現や食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する知識や選択する判断力を身に付けるための学習活動など。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が、就職をするために、指定された教育訓練（雇用保険制度における教育訓練等）を受けた場合に給付金を支給するもの。
水源かん養	良質な水源を将来にわたって確保していくため、長期的観点に立って、水源地域の森林の保全・整備等を行うこと。
スクールカウンセラー	学校において、いじめや不登校のほか、子どもの様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど、心の問題に対応するため学校に配置される専門家。
総合型地域スポーツクラブ	「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる社会を実現するため、地域住民が自主的に運営・管理をする新しいスポーツクラブのシステム。競技レベルを問わず、興味・関心に応じていろいろな種目をそれぞれのスタイルで楽しむことができる。

【タ行】

語句	解説
第三セクター等改革推進債	国が第三セクター等の整理や再生などの抜本的な改革を条件に発行を認めた地方債。平成 25 年度までの 5 年間の時限措置で設けられた制度で、同債を発行すると、利子償還の 2 分の 1 が国の特別交付税に算定される。
多重債務者	複数の金融機関などから借入れをし、返済困難に陥っている状態の人。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、お互いの価値観や文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくこと。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うこと。
地域包括支援センター	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となり、介護予防のマネジメント、高齢者への相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、地域における高齢者への総合的な支援と課題解決に向けた取組みを実践する機関。
地区計画制度	住民が主体となって地区の目標を決め、それぞれの地区の特性に相応しい「まちづくりのルール」を定める制度。地区計画の区域内で建築物の建築や用途の変更を行うとする場合には、行為に着手する 30 日前までに行為の種類や場所、設計・施行方法を届出することが必要になる。
地産地消	「地域生産地域消費」の略で、地域で生産された食材をその地域で消費すること。国の計画では、食育を通じて農業者と消費者を結び付け、地域の農業と関連産業の活性化を図ることも位置付けている。

地方公会計制度	地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由かつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められているなか、総務省「新地方公会計制度研究会」の報告書（平成18年5月）により新たな地方公共団体の公会計制度が示され、原則として国の作成基準に準拠し、「貸借対照表（バランスシート）」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」の財務書類を整備することが求められている。
ティーチャートレーニング	発達障がいのある子どもを支援する教師のための行動療法に基づくプログラム。
低炭素社会	経済発展を妨げることなく、炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存を減らし、地球温暖化の主因の一つとされる温室効果ガスの排出量が少ない産業や生活の仕組みを構築した社会。
定住自立圏構想	市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地にも関わらず長期間利用されていない「未利用地」（空き地、空き店舗、耕作放棄地、管理放棄森林など）と、周辺に比べて利用程度（頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」（一時的な資材置場や青空駐車場など）の総称。
道路整備プログラム	限られた財源の中で、効果的かつ効率的な道路整備を目指し、今後整備すべき道路を対象に、事業効果の高い路線を抽出し、優先度を明確にし、整備時期をまとめるもの。
特定健診	メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるために導入された新しい健康診断のこと。糖尿病や高脂血症、高尿酸血症など生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とする。
特定保育	保護者の就労などの事由により、家庭での保育が困難な場合に、保育園で保育を行うもの。
都市計画区域区分	都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要があるとき、その都市計画区域を「市街化を進める市街化区域」と「市街化を抑制する市街化調整区域」に分ける線引き。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の再配置・利用増進を図る事業。幅の狭い道路や家屋の密集の改善、災害発生時の避難や救急車両の進入の円滑化など、安心で安全なまちづくりにも寄与する。

【ナ行】

語 句	解 説
認知症	正常であった脳の知的な働きが、後天的な病気等によって低下した状態のこと。症状が進むと、一人で日常生活を送れず、介護が必要となる場合がある。
認知症ケアパス	認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。

【ハ行】

語句	解説
パーク&ライド	自宅から最寄り駅やバス停まで自動車で行き、車を駐車させた後、公共交通機関（鉄道やバス）に乗り換えて目的地・勤務先まで移動する仕組み。環境対策や渋滞の緩和を目的とする。
パートナーシップ	市民やNPO、企業、行政など、異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに対等な立場で、それぞれの得意分野を生かしながら連携し協力し合うこと。
博学連携事業	「博」は博物館、「学」は学校のこと。平成2年6月、社会教育審議会社会教育施設分科会により、生涯学習を充実させるため、博物館を地域の「もう一つの学校」として効果的に利用できるよう、「博物館の整備・運営の在り方について」が提言された。
発達支援	乳児期から幼児期にかけて何らかの原因で認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得に「遅れ」や質的な「歪み」が生じた子どもを早期に発見し、発達障がいのある子どもの個性・発達段階に応じて行う、自立及び社会参加に資する生活全般にわたる支援。
パブリックコメント	市民生活に関わる計画や条例案などを制度化する際に、事前にその趣旨や原案を公表し、市民の意見や情報提供を求め、提出された意見等を考慮して計画や条例案を決定するとともに、意見に対する考え方について公表する一連の制度。
バリアフリー化	障がいのある人や高齢者が社会生活を営む上で「バリア（障がい、障壁）」を「フリー（自由、取り除く）」にすること。建物や道路など物理的なものだけでなく、心理的・精神的（偏見・差別など）なもの、制度的なものなどがある。
ペアレントトレーニング	親が子どもにとって最高のサポーターとなるための行動療法に基づくグループプログラム。
放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や、春・夏・冬休みなど学校休業日に、保護者に代わり適切な遊びや生活の場を提供するもの。
ほ場整備事業	農家の生産基盤である農地の生産効率を上げるため、耕地区画の整備、用排水路の整備、土地改良、農道整備、耕地の集団化など、農地・農村の環境条件を整備する事業。

【マ行】

語句	解説
マーケティング	商品・サービス・流通の市場獲得戦略として行われる市場調査、商品計画、宣伝広告、販売促進などの企業活動。
メタボリックシンドローム	内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）によって高血圧や高血糖、高脂血症などさまざまな病気が引き起こされやすくなった状態のこと。心筋梗塞や脳卒中など、生活習慣病の引き金になるといわれている。
モーダルシフト	地球温暖化防止のため、旅客や貨物輸送を環境負荷の小さい大量輸送手段（鉄道などの公共交通機関）に切り替えること。

【ヤ行】

語句	解説
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、はじめから、全ての人々がどのような状態の時でも利用可能なように考えて計画し、実施すること。
養育支援訪問事業	自ら援助を求められない家庭や育児不安を持つ家庭に児童支援員が訪問し、健全な育児の支援を行うもの。

要保護児童対策地域協議会	市内の幼、保、小、中、高校の代表や教育委員会関係、子ども家庭相談センターや民生委員児童委員、主任児童委員等児童福祉関係、保健・医療関係、警察・司法関係機関（者）で構成され、要保護児童の適切な保護を図るための必要な情報交換および要保護児童に対する支援内容に関する協議を行うもの。
要約筆記者	難聴や聴覚障がいのある人で、手話の分からない人のために言葉を文字で伝達する人。会議など大勢の聴覚障がい者が集まる場所ではOHP(オーバーヘッド・プロジェクタ=拡大投影器)を使い、発言を文字に変えてスクリーンに投影する。

【A～Z】

語 句	解 説
B S E	牛海綿状脳症（うしかいめんじょうのうしょう = Bovine Spongiform Encephalopathy）。牛の脳の組織にスポンジ（海綿）状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す中枢神経系の疾病。一般に狂牛病と言われる。
I C T（情報通信技術）	I C T（Information and Commnuication Technology）は情報、通信に関する技術の総称。I T（Information Technology）と同様の意味で用いられるが、情報通信におけるコミュニケーションの重要性を明確化した表現。
N P O	利益を目的としない組織・団体（Non Profit Organization または Not-for-Profit Organization）。特にN P O法人は特定非営利活動促進法の規定により設立された団体で、無償のボランティア団体でなく営利事業も行うが、余剰利益があっても構成員に分配せず団体の活動目的を達成するための費用にあてる。
O A	Office Automation。コピー機やファックス、コンピュータなどの情報機器を用いて、事務作業を効率化すること。
P D C Aサイクル	経営学のマネジメントなどで使われる言葉で、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して、その結果を改善（Action）に生かすプロセスのこと。
Q O L （Quality of life）	物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけでなく、生きがいや幸福感といった精神面を含めた生活全体の豊かさや自己実現の確保。
S N S	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、交流型のWebサイト。
Webサイト	特定のドメイン名(コンピュータの場所を示すインターネット上の「住所」)の下にある複数のウェブページの集まりのこと。単に「サイト」あるいは「ホームページ」とも呼ばれる。

市民アンケート

調査結果

I. 調査の対象及び回収状況

この調査は、平成 26 年 11 月 1 日現在で栗東市にお住まいの 18 歳以上の方を対象に無作為に 2,000 人を抽出し、郵送による配布・回収方式で実施しました。

配布数	回収数	回収率
2,000件	730件	36.5%

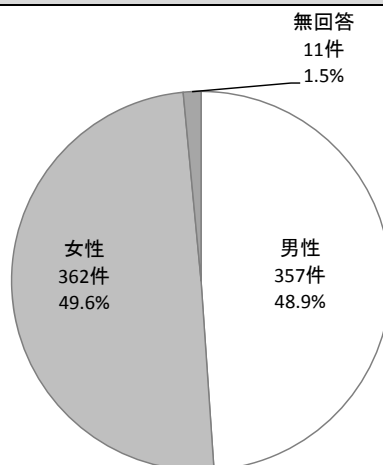
II. 調査結果の概要

1. あなた自身のことについて、お尋ねします。

問 1-1：あなたの性別（1つ選択）

回答者の性別

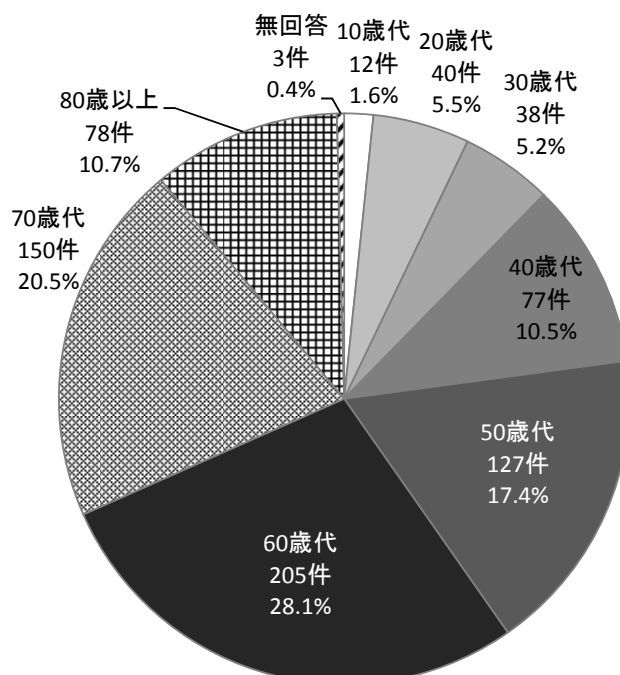
性別	回収数	構成比
男性	357	48.9%
女性	362	49.6%
無回答	11	1.5%
合計	730	100.0%



問 1-2：あなたの年齢（1つ選択）

回答者の年齢（世代）

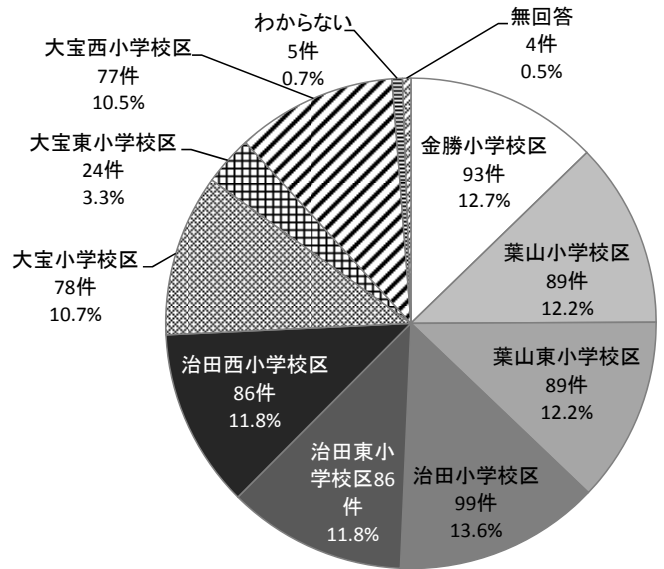
年齢（世代）	回収数	構成比
10歳代	12	1.6%
20歳代	40	5.5%
30歳代	38	5.2%
40歳代	77	10.5%
50歳代	127	17.4%
60歳代	205	28.1%
70歳代	150	20.5%
80歳以上	78	10.7%
無回答	3	0.4%
合計	730	100.0%



問 1-3 : あなたのお住まいの学区 (1つ選択)

回答者の居住地

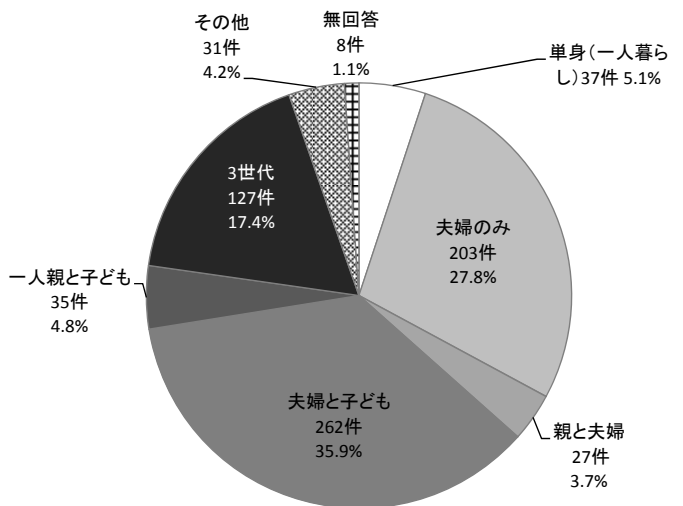
学区	回収数	構成比
金勝小学校区	93	12.7%
葉山小学校区	89	12.2%
葉山東小学校区	89	12.2%
治田小学校区	99	13.6%
治田東小学校区	86	11.8%
治田西小学校区	86	11.8%
大宝小学校区	78	10.7%
大宝東小学校区	24	3.3%
大宝西小学校区	77	10.5%
わからない	5	0.7%
無回答	4	0.5%
合計	730	100.0%



問 1-4 : あなたの家族形態 (1つ選択)

回答者の家族形態

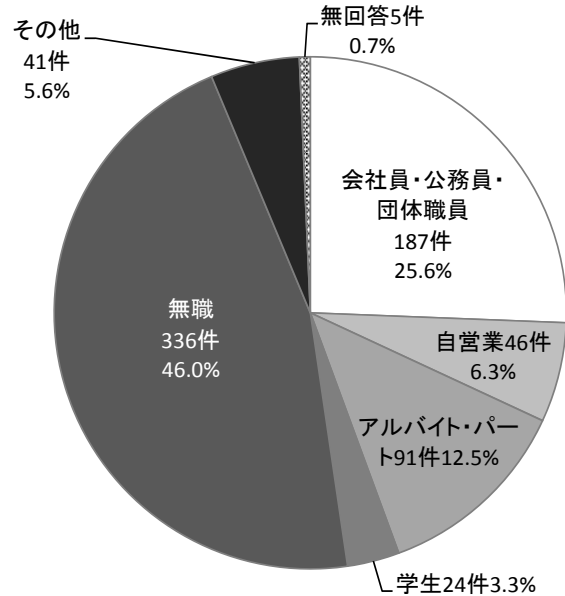
家族形態	回収数	構成比
単身 (一人暮らし)	37	5.1%
夫婦のみ	203	27.8%
親と夫婦	27	3.7%
夫婦と子ども	262	35.9%
一人親と子ども	35	4.8%
3世代	127	17.4%
その他	31	4.2%
無回答	8	1.1%
合計	730	100.0%



問 1-5 : あなたの職業 (1つ選択)

回答者の職業

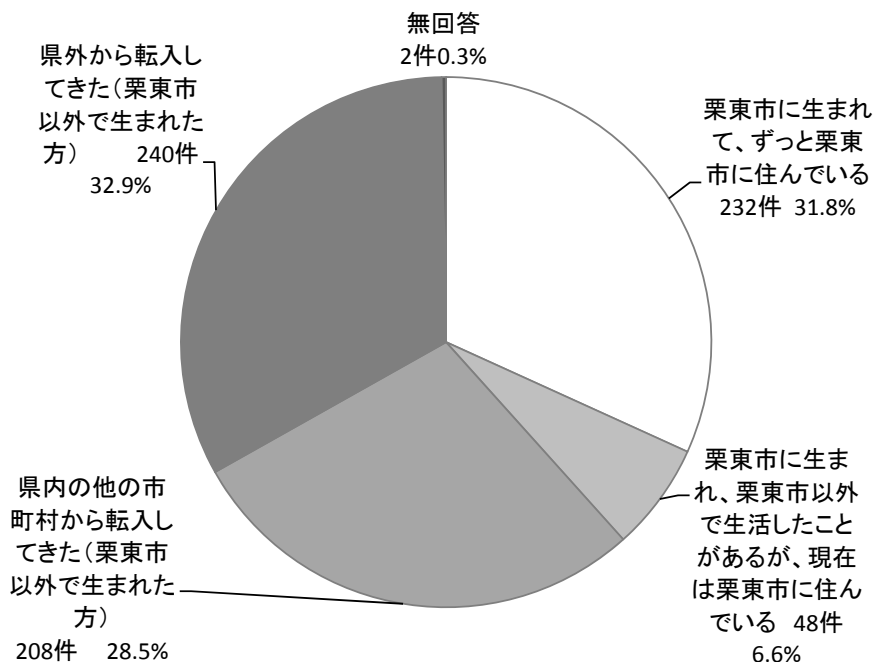
職業	回収数	構成比
会社員・公務員・団体職員	187	25.6%
自営業	46	6.3%
アルバイト・パート	91	12.5%
学生	24	3.3%
無職	336	46.0%
その他	41	5.6%
無回答	5	0.7%
合計	730	100.0%



問 1-6 : あなたの居住歴 (1つ選択)

回答者の居住歴

居住歴	回収数	構成比
栗東市に生まれて、ずっと栗東市に住んでいる	232	31.8%
栗東市に生まれ、栗東市以外で生活したことがあるが、現在は栗東市に住んでいる	48	6.6%
県内の他の市町村から転入してきた (栗東市以外で生まれた方)	208	28.5%
県外から転入してきた (栗東市以外で生まれた方)	240	32.9%
無回答	2	0.3%
合計	730	100.0%



2. 栗東市のまちづくりに対するあなたのお考えについて、お尋ねします。

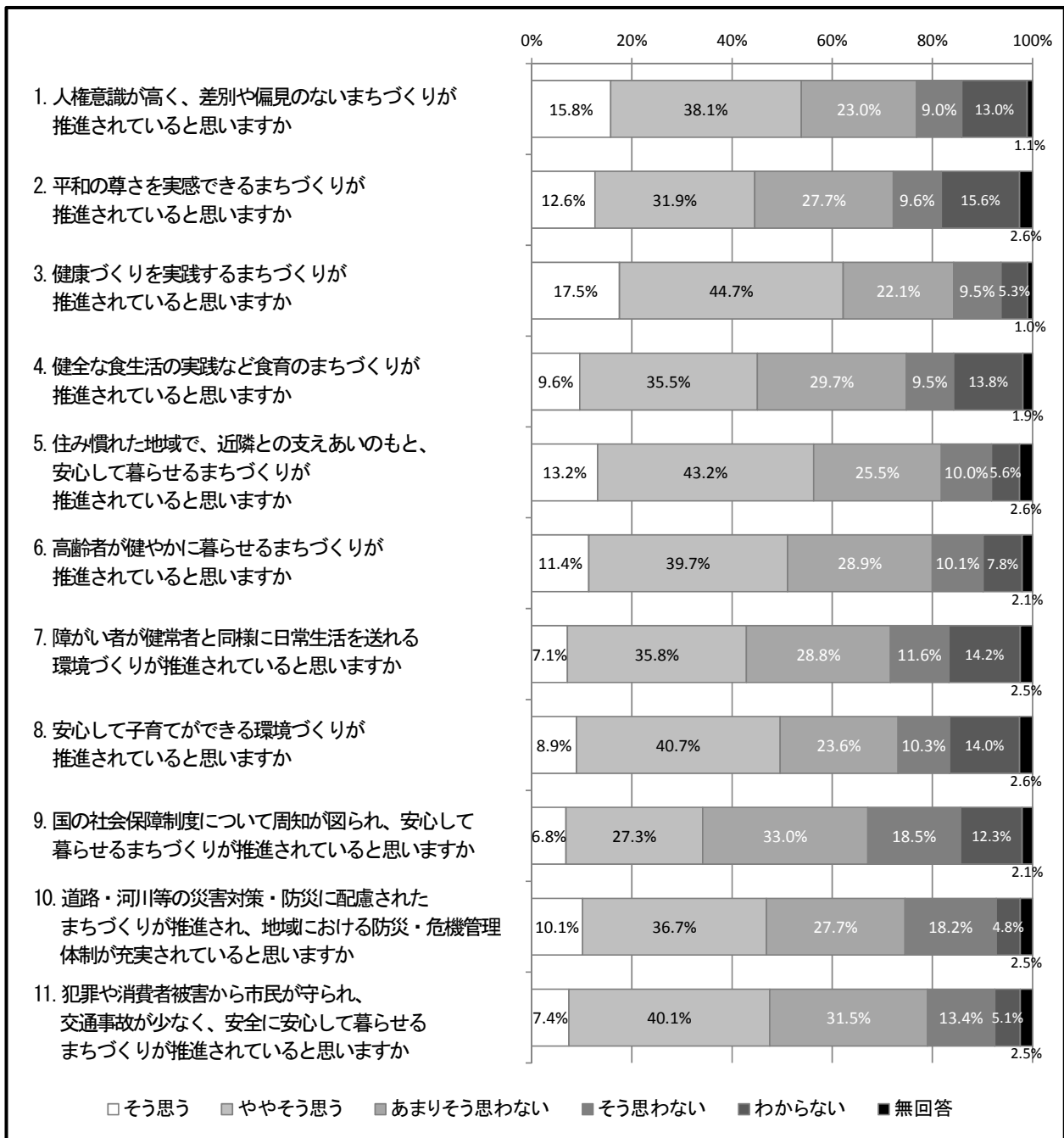
■基本目標1 「安全・安心のまち」

問 2-1～4：「第五次栗東市総合計画」の施策について、施策全体の評価（1つ選択）

回収数

項目	評価						合計
	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	
1. 人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思いますか	115	278	168	66	95	8	730
2. 平和の尊さを実感できるまちづくりが推進されていると思いますか	92	233	202	70	114	19	730
3. 健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思いますか	128	326	161	69	39	7	730
4. 健全な食生活の実践など食育のまちづくりが推進されていると思いますか	70	259	217	69	101	14	730
5. 住み慣れた地域で、近隣との支えあいのもと、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	96	315	186	73	41	19	730
6. 高齢者が健やかに暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	83	290	211	74	57	15	730
7. 障がい者が健常者と同様に日常生活を送る環境づくりが推進されていると思いますか	52	261	210	85	104	18	730
8. 安心して子育てができる環境づくりが推進されていると思いますか	65	297	172	75	102	19	730
9. 国の社会保障制度について周知が図られ、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	50	19	241	135	90	15	730
10. 道路・河川等の災害対策・防災に配慮されたまちづくりが推進され、地域における防災・危機管理体制が充実されていると思いますか	74	268	202	133	35	18	730
11. 犯罪や消費者被害から市民が守られ、交通事故が少なく、安全に安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	54	293	230	98	37	18	730

構成比



問 2-5：今後の基本目標 1 「安全・安心のまち」の取組みとして、特に重要で優先度が高いと思う「施策」（3つ選択）

単純集計（回収数）

項目	優先順位			合計
	1位	2位	3位	
1. 人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思いますか	43	17	17	77
2. 平和の尊さを実感できるまちづくりが推進されていると思いますか	21	20	13	54
3. 健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思いますか	102	70	58	230
4. 健全な食生活の実践など食育のまちづくりが推進されていると思いますか	18	16	27	61
5. 住み慣れた地域で、近隣との支えあいのもと、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	41	42	42	125
6. 高齢者が健やかに暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	72	101	84	257
7. 障がい者が健常者と同様に日常生活を送れる環境づくりが推進されていると思いますか	9	27	22	58
8. 安心して子育てができる環境づくりが推進されていると思いますか	55	73	50	178
9. 国の社会保障制度について周知が図られ、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	39	52	69	160
10. 道路・河川等の災害対策・防災に配慮されたまちづくりが推進され、地域における防災・危機管理体制が充実されていると思いますか	121	88	81	290
11. 犯罪や消費者被害から市民が守られ、交通事故が少なく、安全に安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	49	55	79	183

加重集計（回収数×点数）

項目	優先順位			合計
	1位 (3点)	2位 (2点)	3位 (1点)	
1. 人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思いますか	129	34	17	180
2. 平和の尊さを実感できるまちづくりが推進されていると思いますか	63	40	13	116
3. 健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思いますか	306	140	58	504
4. 健全な食生活の実践など食育のまちづくりが推進されていると思いますか	54	32	27	113
5. 住み慣れた地域で、近隣との支えあいのもと、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	123	84	42	249
6. 高齢者が健やかに暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	216	202	84	502
7. 障がい者が健常者と同様に日常生活を送れる環境づくりが推進されていると思いますか	27	54	22	103
8. 安心して子育てができる環境づくりが推進されていると思いますか	165	146	50	361
9. 国の社会保障制度について周知が図られ、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	117	104	69	290
10. 道路・河川等の災害対策・防災に配慮されたまちづくりが推進され、地域における防災・危機管理体制が充実されていると思いますか	363	176	81	620
11. 犯罪や消費者被害から市民が守られ、交通事故が少なく、安全に安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思いますか	147	110	79	336

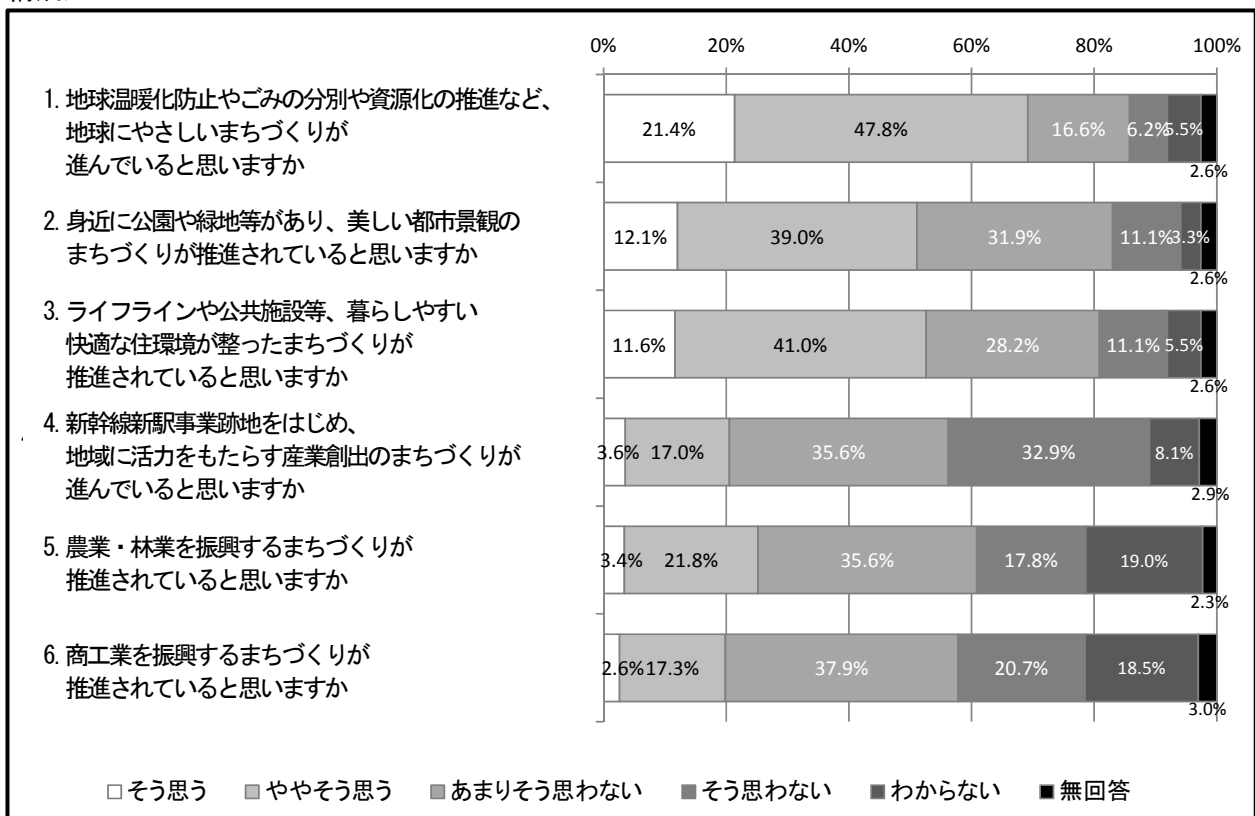
■基本目標2 「環境・創出のまち」

問 3-1～3：「第五次栗東市総合計画」の施策について、施策全体の評価（1つ選択）

回収数

項目	評価						合計
	そう 思う	ややそ う思う	あまり そう思 わない	そう思 わない	わか ら ない	無回答	
1. 地球温暖化防止やごみの分別や資源化の推進など、地球にやさしいまちづくりが進んでいると思いますか	156	349	121	45	40	19	730
2. 身近に公園や緑地等があり、美しい都市景観のまちづくりが推進されていると思いますか	88	285	233	81	24	19	730
3. ライフラインや公共施設等、暮らしやすい快適な住環境が整ったまちづくりが推進されていると思いますか	85	299	206	81	40	19	730
4. 新幹線新駅事業跡地をはじめ、地域に活力をもたらす産業創出のまちづくりが進んでいると思いますか	26	124	260	240	59	21	730
5. 農業・林業を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	25	159	260	130	139	17	730
6. 商工業を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	19	126	277	151	135	22	730

構成比



問 3-4：今後の基本目標 2「環境・創出のまち」の取組みとして、特に重要で優先度が高いと思う「施策」（3つ選択）

単純集計（回収数）

項目	優先順位			合計
	1位	2位	3位	
1. 地球温暖化防止やごみの分別や資源化の推進など、地球にやさしいまちづくりが進んでいると思いますか	117	43	61	221
2. 身近に公園や緑地等があり、美しい都市景観のまちづくりが推進されていると思いますか	103	87	62	252
3. ライフラインや公共施設等、暮らしやすい快適な住環境が整ったまちづくりが推進されていると思いますか	161	156	105	422
4. 新幹線新駅事業跡地をはじめ、地域に活力をもたらす産業創出のまちづくりが進んでいると思いますか	135	139	94	368
5. 農業・林業を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	52	84	116	252
6. 商工業を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	34	76	122	232

加重集計（回収数×点数）

項目	優先順位			合計
	1位 (3点)	2位 (2点)	3位 (1点)	
1. 地球温暖化防止やごみの分別や資源化の推進など、地球にやさしいまちづくりが進んでいると思いますか	351	86	61	498
2. 身近に公園や緑地等があり、美しい都市景観のまちづくりが推進されていると思いますか	309	174	62	545
3. ライフラインや公共施設等、暮らしやすい快適な住環境が整ったまちづくりが推進されていると思いますか	483	312	105	900
4. 新幹線新駅事業跡地をはじめ、地域に活力をもたらす産業創出のまちづくりが進んでいると思いますか	405	278	94	777
5. 農業・林業を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	156	168	116	440
6. 商工業を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	102	152	122	376

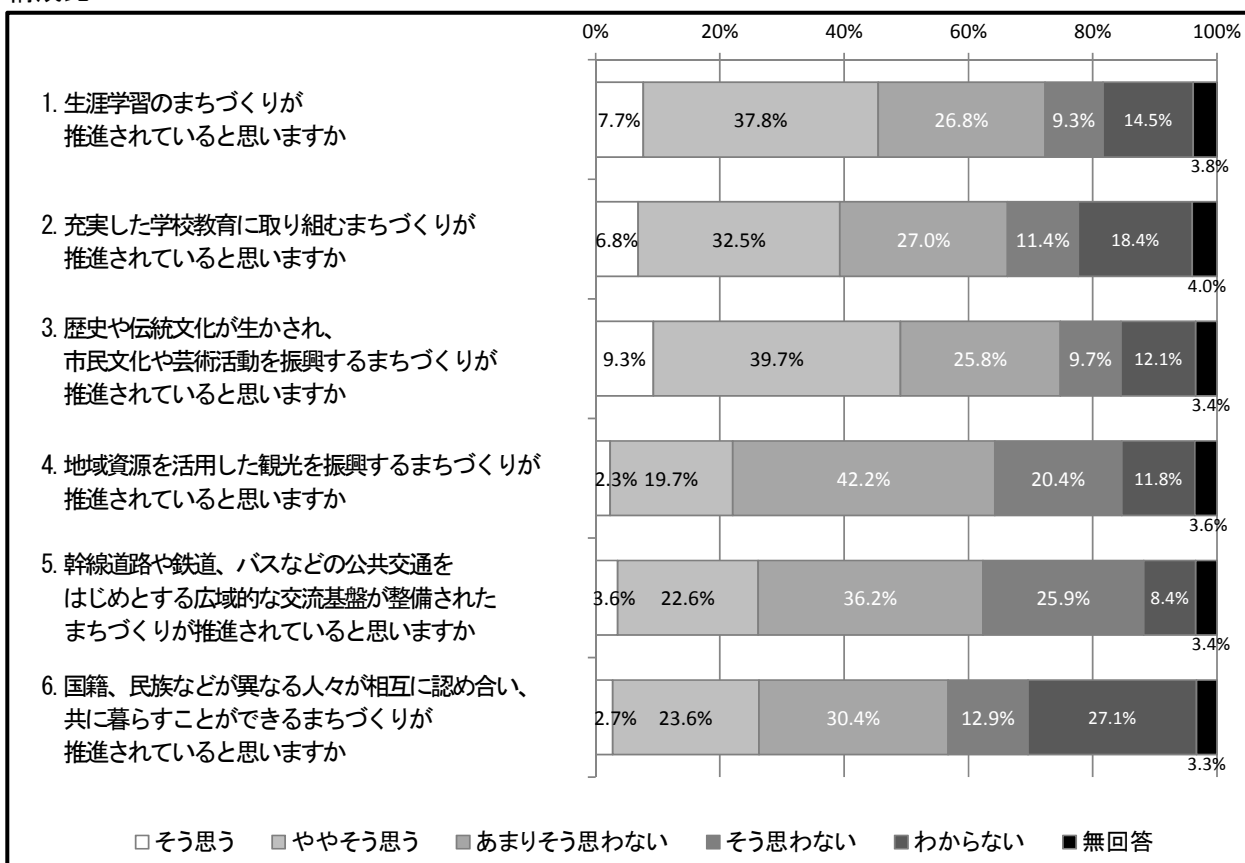
■基本目標3 「愛着・交流のまち」

問 4-1～4：「第五次栗東市総合計画」の施策について、施策全体の評価（1つ選択）

回収数

項目	評価						合計
	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	
1. 生涯学習のまちづくりが推進されていると思いますか	56	276	196	68	106	28	730
2. 充実した学校教育に取り組むまちづくりが推進されていると思いますか	50	237	197	83	134	29	730
3. 歴史や伝統文化が活かされ、市民文化や芸術活動を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	68	290	188	71	88	25	730
4. 地域資源を活用した観光を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	17	144	308	149	86	26	730
5. 幹線道路や鉄道、バスなどの公共交通をはじめとする広域的な交流基盤が整備されたまちづくりが推進されていると思いますか	26	165	264	189	61	25	730
6. 国籍、民族などが異なる人々が相互に認め合い、共に暮らすことができるまちづくりが推進されていると思いますか	20	172	222	94	198	24	730

構成比



問 4-5：今後の基本目標3「愛着・交流のまち」の取組みとして、特に重要で優先度が高いと思う「施策」（3つ選択）

単純集計（回収数）

項目	優先順位			合計
	1位	2位	3位	
1. 生涯学習のまちづくりが推進されていると思いますか	91	81	68	240
2. 充実した学校教育に取り組むまちづくりが推進されていると思いますか	288	108	58	454
3. 歴史や伝統文化が生かされ、市民文化や芸術活動を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	59	120	105	284
4. 地域資源を活用した観光を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	80	147	103	330
5. 幹線道路や鉄道、バスなどの公共交通をはじめとする広域的な交流基盤が整備されたまちづくりが推進されていると思いますか	86	114	124	324
6. 国籍、民族などが異なる人々が相互に認め合い、共に暮らすことができるまちづくりが推進されていると思いますか	11	19	97	127

加重集計（回収数×点数）

項目	優先順位			合計
	1位 (3点)	2位 (2点)	3位 (1点)	
1. 生涯学習のまちづくりが推進されていると思いますか	273	162	68	503
2. 充実した学校教育に取り組むまちづくりが推進されていると思いますか	864	216	58	1,138
3. 歴史や伝統文化が生かされ、市民文化や芸術活動を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	177	240	105	522
4. 地域資源を活用した観光を振興するまちづくりが推進されていると思いますか	240	294	103	637
5. 幹線道路や鉄道、バスなどの公共交通をはじめとする広域的な交流基盤が整備されたまちづくりが推進されていると思いますか	258	228	124	610
6. 国籍、民族などが異なる人々が相互に認め合い、共に暮らすことができるまちづくりが推進されていると思いますか	33	38	97	168

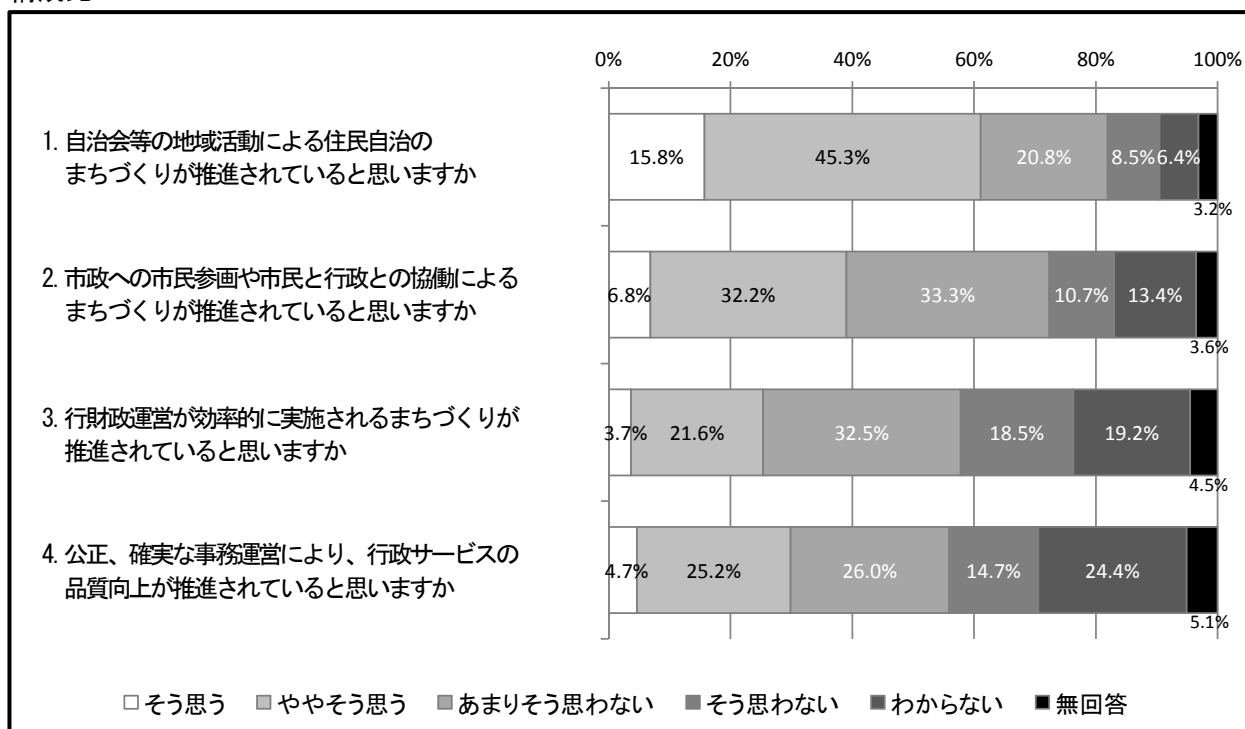
■ 政策の実現に向けて

問 5-1～2：「第五次栗東市総合計画」の施策について、施策全体の評価（1つ選択）

回収数

項目	評価						合計
	そう 思う	ややそ う思う	あまり そう思 わない	そう思 わない	わか ら ない	無回答	
1. 自治会等の地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思いますか	115	331	152	62	47	23	730
2. 市政への市民参画や市民と行政との協働によるまちづくりが推進されていると思いますか	50	235	243	78	98	26	730
3. 行財政運営が効率的に実施されるまちづくりが推進されていると思いますか	27	158	237	135	140	33	730
4. 公正、確実な事務運営により、行政サービスの品質向上が推進されていると思いますか	34	184	190	107	178	37	730

構成比



問 5-3：今後の「政策の実現に向けて」の取組みとして、特に重要で優先度が高いと思う「施策」
(3つ選択)

単純集計 (回収数)

項目	優先順位			合計
	1位	2位	3位	
1. 自治会等の地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思いますか	186	84	139	409
2. 市政への市民参画や市民と行政との協働によるまちづくりが推進されていると思いますか	85	157	161	403
3. 行財政運営が効率的に実施されるまちづくりが推進されていると思いますか	236	182	107	525
4. 公正、確実な事務運営により、行政サービスの品質向上が推進されていると思いますか	123	181	130	434

加重集計 (回収数×点数)

項目	優先順位			合計
	1位 (3点)	2位 (2点)	3位 (1点)	
1. 自治会等の地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思いますか	558	168	139	865
2. 市政への市民参画や市民と行政との協働によるまちづくりが推進されていると思いますか	255	314	161	730
3. 行財政運営が効率的に実施されるまちづくりが推進されていると思いますか	708	364	107	1,179
4. 公正、確実な事務運営により、行政サービスの品質向上が推進されていると思いますか	369	362	130	861

- ・集計結果の構成比については、小数点第2位を四捨五入しており、数値の合計が100%にならない場合があります。
- ・市民アンケート調査結果の「年齢別」「学区別」等のクロス集計の結果については、市ホームページに掲載しています。

栗東市 政策推進部 元気創造政策課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

電話 : 077-553-1234

ファックス : 077-554-1123

e-mai : info@city.ritto.lg.jp
